

平成 30 年度監査報告書

第 1 回 定期 監 査

政策部

- 【 市 政 戦 略 室 】
- 【 情 報 管 理 課 】
- 【 政 策 経 営 課 】
- 【 政 策 法 務 課 】
- 【 財 政 課 】

平成 30 年 12 月

国分寺市監査委員

平成 30 年度第 1 回定期監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定による監査

第 2 監査の対象事務

政策部（市政戦略室，情報管理課，政策経営課，政策法務課，財政課）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第 3 監査の範囲

平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日まで）の執行分現金及び郵券等については，監査現地調査日までを対象とした。また，平成 30 年度に実績のない事業等については，平成 30 年度以前を対象とした。

第 4 監査の実施期間

平成 30 年 9 月 7 日から平成 30 年 12 月 27 日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
平成 30 年 10 月 9 日	財政課
平成 30 年 10 月 10 日	政策法務課
平成 30 年 10 月 11 日	市政戦略室，情報管理課
平成 30 年 10 月 12 日	政策経営課

第 5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が，関係法令等に準拠し，適正かつ効率的に行われているかを主眼とし，下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定，徴収，現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 文書管理は関係法令等に基づき適正に作成，管理されているか。
- 5 郵券，現金の管理は適正に行われているか。
- 6 車両の安全運転管理，施設の安全管理は適正に行われているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ，適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

1 備品管理について（市政戦略室，情報管理課）

特に手続を取らずに他課に貸出しを行っているもの，備品一覧表上廃棄となっている備品で実物が廃棄されていないものが見受けられた。国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

2 情報公開サイトについて（情報管理課）

市ホームページの公文書目録検索において，公文書件名が平成28年10月分以降公開されていないことが確認された。国分寺市情報公開条例第20条に基づき適正に処理し，速やかに公開されたい。

3 公文書公開請求について（情報管理課）

電子申請により到達した公文書公開請求について，到達日の翌日から起算して7日以内に公開するか否かを決定するところ，7日以上経過してからその決定を行っていた事例を確認した。電子申請による申請の到達確認を日々行うこととあわせて，決定までの進捗状況の確認を十分に行い，国分寺市情報公開条例に基づいた処理を徹底されたい。